第27回安曇野市都市計画審議会 会議概要

- 1 審議会名 第27回安曇野市都市計画審議会
- 2 日 時 平成24年9月14日 午後1時30分から午後2時45分まで
- 3 会 場 安曇野市豊科総合支所 第2会議室
- 4 出席者 宮川委員、板花委員、勝野委員、藤澤委員、丸山委員、横川委員 布施委員、水谷委員、谷委員、宮崎委員、高橋委員、小松委員、油井委員
- 5 事務局 都市建設部:新家部長 都市計画課:内田課長、横川係長、田中主査、中村主事 下水道課:山浦係長
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0人 記者 2人
- 8 会議概要作成年月日 平成24年10月2日

協 議 事 項 等

会議の概要

- 1. 開会 (事務局)
- 2. あいさつ (安曇野市長 宮澤宗弘・安曇野市都市計画審議会長 藤澤渡)
- 3. 審議案件

【藤澤会長】

本日の審議会の議事録署名人は、宮川智江子委員と板花守夫委員にお願いする。

(1) 議案第1号「豊科都市計画区域、穂高都市計画区域、明科都市計画区域、三郷都市計画区域および堀金都市計画区域の変更(案)」、議案第2号「安曇野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)」、議案第3号「豊科都市計画区域区域区分の変更(案)」について一括説明

【事務局 横川係長】

審議案件の資料については、先週末委員に事前配布の措置を取り、9月11日までに質問等を受け付けた。これについて事前に出された質問については、県の担当からも見解をもらっている。これを織り交ぜながら口頭にて説明していく。

議案第1号「豊科都市計画区域、穂高都市計画区域、明科都市計画区域、三郷都市計画区域および堀金都市計画区域の変更(案)」について。事前の質問の中で「変更手続きではなく、廃止及び新設ではないか」というものがあった。都市計画区域は今まだ5つにわかれており、区域の統合と統合後の区域区分の廃止、すなわち豊科の線引きの廃止を同時に行った例が他にはないということで、手続きを国土交通省に確認しながら進めたということを聞いている。1番目として各都市計画区域の変更、これは安曇野都市計画区域へ統合することで、自動的に各都市計画マスタープランは廃止になるということ、2番目として、安曇野都市計画マスタープランを決定するということ、この中で区域区分を定めないとする。それと3番目で、豊科都市計画区域区分の変更という手続きを踏んだということである。

都市計画区域の名称だが、安曇野都市計画区域となる。都市計画区域に含まれる土地の区域だが、新たに都市計画区域に含める地域、除外される区域はない。

変更の理由は平成16年5月にそれぞれ区域マスタープランが策定されて以来約8年が経過しており少子高齢化、人口減少の進展に伴い、本地域を取り巻く社会的環境も変化しているということ、平成17年10月に5町村が合併したことを受け、平成20年度に実施した都市計画法第6条に基づく都市計画に関する基礎調査結果をふまえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、一体の都市としての整備開発および保全を図るため5つの都市計画区域を統合し、都市計画区域の名称を変更し安曇野都市計画区域に変更する。

- 3-1都市計画区域における人口の現状及び推移がある。これについて「人口が既に安曇野市としての合算表記になっているのはどうしてか」という質問を受けた。この件についてはその内容に応じて判断するとのことで、人口については、区域毎標記する必要性が低く、次ページの土地利用については必要性が高いと県は判断して表記にした。人口調査は、平成27年は96,978人になっているが、国立社会保障人口問題研究所で出された推計値を用いている。
- 3-2都市計画区域における土地利用の現況及び推移でこの表から経年変化が記載されていないので、推移を含まないのではないかという質問があったがこの体裁自体が、国土交通省令で定められた様式ということでそれにならったということである。
- 3-6周辺都市との関係、これは安曇野市に住んでいる人がどれだけ他の市町村に流れているか、これは就職したり、学生で高等学校へ通っていてどれだけ移動しているかということを国勢調査の年ごとに調べたものである。これはつまり線引きの変更いわゆる廃止で隣接する市町村の開発圧力移転の可能性を探るということであり、松本市からの出入りを見ると松本市には14,364人15歳以上の男女別の人口をそれぞれカウントしている。逆に松本市からは5,931人入ってきている。池田松川からの市街化の圧力はどうかというのを見た場合、池田松川の持ち家率は85%である。全国平均の持ち家率が62%、長野県平均が71%。こういったことから、流入する就業者、就学者も2町村合わせて2,000人程度なので、市街化の圧力の増加はほとんどないのではないかという考え方になる。

議案第2号「安曇野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)」についてで、第25回の審議会に素案を提示しており、安曇野建設事務所からの担当から説明を受けた。

2-2として区域区分の方針というのがある。新旧対照表が今年の5月に行った公聴会に係る閲覧の際の図書には旧町村の都市計画区域にかかわる都市計画区域マスタープランと新たな都市計画のマスタープランの新旧対照表があり、「産業の規模が記載されているがこの案に無いのはどうしてか」という質問を受けた。非線引きの都市計画区域のマスタープランでは記載をしないということで統一しているという見解である。

個々の概ねの将来人口というところだが、「平成27年ということについて、市の総合計画と差異があるのではないか、ちなみに市の総合計画ではその推計を100,427人としている。市の総合計画にも影響を与えかねないので記載しなければどうか」というという意見をいただいている。これについては将来人口や産業の規模は区域区分を判断する指標の一つとなっており、線引き区域では「おおむねの人口」と「産業の規模」を記載して、非線引き区域では「おおむねの人口」のみを記載することで統一している。また、出典も「国立社会保障・人口問題研究所」社人研の推計値にに統一して、記載方法を変更する予定はない見解。ここで市の総合計画はそれぞれの自治体の判断で進められるべきものと考えているというのが県の見解。今総合計画の話になったが、後期いわゆる25年度からの5年間の基本計画の策定に向けて現在協議を行っている。総合計画における市の27年度の推計人口と、いわゆる社人研との人口の乖離があるとして、論議をしているところだということで担当部局から聞いている。

下水道について、平成24年3月現在犀川安曇野流域下水道の整備率82%、および整備水準の目標の下水道の全体計画区域3,937ha、平成23年度末現在3,246ha。最新値を採用したため前回と異なっている。

具体の都市計画制度の方針の中で、表の中に都市公園がある。5つ区分があるが、国営公園を新たに組み入れた。既存国営アルプスあづみの公園面積75.9haの活用を図るとした文言を入れた。

議案第3号「豊科都市計画 区域区分の変更(案)」について、これは安曇野都市計画区域マスタープランの区域区分を定めないとした議案第2号に基づき区域区分を廃止するということである。区域区分に対する判断基準は、長野県で策定しているものがあり、それによって評価をしている。長野県では平成14年に長野県都市計画区域マスタープラン策定方針書というものを策定し、そのなかで区域区分の有無に関する判断基準を設けている。判断基準は5つの視点で構成されており、そのうちの4つの視点、市街地拡大の可能性、計画的な市街地整備の必要性、良好な自然的整備保全の配慮、隣接近接する都市計画区域への影響で評価をしている。

【藤澤会長】

ただいま議案第1号から第3号までについて説明があった。ご意見ご質問等のある委員の 発言を求めたい。

【委員】

なし

【藤澤会長】

それでは特に無いようなので、私のほうから少し申し上げたい。

特に議案第3号の区域区分の変更は、全国的にも事例の少ない区域区分線引きの廃止で県内はもとより、全国的にも注目が出てくると思う。そのようなことなので、都市計画区域の秩序ある健全な発展を図るため安曇野市の適正な土地利用に関する条例が制定されているが、その適正な運用と区域区分以外の都市計画制度を活用し計画的な土地利用を行うよう申し添える。

本件についてご意見がないで、審議を終了し採決をする。採決は平成24年4月18日に行い、取り決め事項として決めた手法で行う。本日委員による反対意見はないので、簡易採決とする。

議案第1号、議案第2号、議案第3号を原案のとおりとすることに異議はないか。

【委員】

なし

【藤澤会長】

異議ないようなので、議案第1号、議案第2号、議案第3号は原案通りとする。

(2) 議案第4号「安曇野都市計画道路の変更(案)」、第5号議案「安曇野都市計画公園の変更(案)」、第6号議案「安曇野都市計画緑地の変更(案)」第7号議案「安曇野都市計画流域下水道の変更」について一括説明

【事務局 中村主事】

区域統合に伴い都市施設、道路、公園等の名称変更する手続きとなっている。

議案第4号「安曇野都市計画道路の変更(案)」について、区域統合により名称の変更する。なお都市計画道路については、今まで車線が決定されていなかった道路が何本か存在するので、同時に車線の決定も行う。番号を旧豊科、穂高、堀金の順番に振り直した。これ以外にも市決定分があり、次回の審議会に市決定分は諮る予定。総括図には市内の都市計画道路全て記載されているが、県決定分は緑枠で囲い、市決定はオレンジで囲ってある。

事前質問で「本町通線、豊科の国道147号にかかる道路の新田交差点から成相交差点について現在幅員が11メートルになっているがこちらを16mに増幅すべきでは」といただいている。

今回の都市計画変更の主たる目的は、都市計画区域統合による名称変更であり道路線形、延長、幅員まではおこなう予定はない。都市計画区域が統合された後に、市内の国、県、市道を含めた道路整備計画として道路整備推進プログラムを策定する必要があると考えている。そして現状の国道147号におきましては、中心市街地における道路・歩道整備が課題となることから、商店街の活性化も踏まえ、地域の皆様のご意見をお聞きしたいと考えている。現在安曇野建設事務所では平成27年の新庁舎開庁に合わせ、新田交差点において、松本方面から新庁舎へ向かう右折レーンを設けることを検討している。

議案第5号「安曇野都市計画公園の変更(案)」で都市公園の変更ということになっている。安曇野市内に存在する県決定の公園は穂高、堀金に国営公園が一つということで、こちら特に中身の変更はない。

こちら単なる名称変更にとどまるため、来月予定している2週間の法定縦覧は省略となる。

議案6号「安曇野都市計画緑地の変更(案)」についてで、県営鳥川緑地が穂高と堀金に計

画されており、面積は変更なく、名称だけの変更となっている。緑地についても法定縦覧は省略する。

議案第7号「安曇野市都市計画流域下水道の変更(案)」ということで県が決定している 流域下水道になる。旧豊科、穂高、三郷、堀金旧都市計画名称を安曇野都市計画に名称変 更するだけのものになっている。明科については単独で処理場をもっており、流域に接続 しないことから、含まれていない。こちらも縦覧を省略する。

【藤澤会長】

議案第4号から第7号について説明があった。ご意見ご質問等のある委員の発言を求める。

【丸山委員】

下水道について、流域関連の名称変更についてはなにも異議を申すものではないが、先ほど説明のあった明科の公共下水道については、現在は明科都市計画の公共下水道だと理解している。したがってこれを安曇野都市計画に変えるという手続きは必要ないのか。

【事務局 中村主事】

安曇野市決定分となって5地域の公共下水道については次回の都市計画審議会にかけていく予定であり、そちらで明科を変更する予定である。

【丸山委員】

理解した。排水区分だが接続する下水道が、「安曇野市公共下水道」となっているが、明料もこの名称になると思う。ここで接続する下水道は一部分になると思うが、そこら辺のところはそのままでよいのか。それとも一部とかそういう書き方をするのか。

【事務局 山浦係長】

今回については県決定の流域下水道分のみであり、犀川安曇野流域下水道の安曇野処理 区というものの変更で、次回の市決定分については、名称変更のみになり区分でいくと安 曇野処理区分関係と市の単独の処理区分の関係ということになる。

【事務局 田中主査】

安曇野市公共下水道には流域と単独があり、流域に接続する下水道が「安曇野市公共下水道」なのかということだが、処理が違う明科についは、備考欄にそういうことが記載できるかということを県と協議し確認させていただきたい。

【藤澤会長】

よろしいか。確かに処理区が別ということで問題ないと思うがよろしくお願いしたい。 他にご意見等無いので、以上で質疑を終了し採決をする。

本件についてもに反対意見のある委員はいないので、先ほど同様一括簡易採決としたい。

議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号を原案のとおりとすることにご異議はないか。

【委員】

なし

【藤澤会長】

異議なしと認め、議案第4号、議案第5号、第6号、第7号は原案通りとする。 以上で本日付託された議案の審議はすべて終了した。審議の結果報告、市長への答申に つきましては、会長に一任願いたいがよいか。

【委員】

よい

【藤澤会長】

そのようにさせていただく。議事録署名人に指名させていただいたお二人の委員には、 後日、事務局から議事録が送付されるので、署名をお願いする。また、委員各位には、後 日事務局より報告書の写し及び議事録の写しをお送りする。 以上をもって第27回安曇野市都市計画審議会を閉会とする。